



以下、この根本的な問題点があることとは別に、政府案の個々の内容についての問題点を指摘する。

## 2 新法概要について

新法概要の内容は、添付資料1の通りであるところ、その問題点は以下の通りである。

### (1) 「対象」について

個人から法人への寄附、だけを対象とするのでは範囲が狭すぎる。金銭収奪を図ろうとするカルト的な団体は法人格を有しないもの、個人に近いものも存在するのであり、少なくとも団体ないし団体幹部個人に対する寄附は規制対象に含めるべきである。

### (2) 「寄附に関する規制」について

#### ア 「寄附の勧誘に関する一定の行為の禁止」について

前記の通り、家庭連合による被害は、「困惑」しないで行う献金が多く含まれるのであり、困惑類型として規制だけでは不十分であり、「正常な判断ができない状態にあることに乗じた」勧誘も規制対象とすべきである。

また、禁止行為対象として、「健康不安商法」を規制する消費者契約法4条3項5号が脱落しているのは承認しがたい。家庭連合の場合、高麗人参商法が現にあり、実際に薬事法違反で摘発され有罪となったケースすらあることを看過している。同号と同様の規定が不可欠である。

さらに、不利益を回避するために当該寄附を行うことが「必要不可欠」である旨告知されることを要件とするのは余りに厳格に過ぎ、これでは実務上、結局被害救済に用いることが今以上に困難となる。

加えて、霊感商法では、単に不安を煽るだけでなく、それに乗じて、当該契約締結により運が向上する、良い結果が生じると告知するような事例も多い。したがって、「不安の告知」のみならず、不安に乗じた「開運等の告知」も規定に盛り込むべきである。

また、「不安を抱いていることに乗じて」に関し、当該不安と財産上の利益の供与の間の因果関係について推定規定を設けるべきである。

#### イ 「借入れ等による資金調達の要求の禁止」について

「居住する建物等の処分により寄附資金の調達を」「要求する」行為だけでは狭すぎる。「勧誘する」行為も禁止すべきであるし、居住用不動産に限らず、本人や家族にとって重要な不動産を処分して献金するよう勧誘する行為や、それらの不動産をそのまま寄附する行為も禁止すべきである。

更に、土地建物を売らず借金もせずとも重要な財産を寄附して本人及び家族の生活を破綻させるような行為についても、一定の制限を設けるべきである。

同様に、生命保険金も故人が家族のために遺した重要な財産であり、残された家族にとって必須の生活手段であることが多いことから、それを原資とする献金も明示的に禁止すべきである。

また、本人が家族または第三者の財産から献金するよう勧誘する行為も禁止すべきである。

最後に、こうした「借入れ等による資金調達の要求の禁止」に違反した場合、勧告等の措置や罰則対象（新法6項、7項）になっているものの取消権の対象（同3項）とされていない。こうした重要財産を原資とする過度な献金は類型的に自由な意思に基づくものとは考え難いものであり、同違反の献金についても取消権が付与されるべきである。

### (3) 「寄附の取消し」について

準用される消費者契約法の取消権が霊感等の場合追認できるときから3年、意思表示の時から10年とされているが、被害者保護に欠ける。少なくとも民法に準じて意思表示から20年とするか、取消権の付与ではなく無効とする規定を検討すべきである。

### (4) 「子や配偶者に生じた被害の救済を可能とするための特例」について

債権者代位権構成において、被保全債権を扶養義務等に係る定期金債権に限ることは、特に二世信者にとって余りにも射程が狭く、救済にならない。

扶養義務の限度でしか取り戻せないようでは貯金すらできなくなる可能性もあり、また、本来は公的年金や社会保険など国が用意した社会保障制度に支払われるべき金銭を献金に使ってしまうことに対する歯止めにならない。

そうした歯止めがなければ、信者家族は、介護に必要な資金も取り返せずに介護資金に困窮極まることになるし、老後資金が2000万円必要とも言われる中、そうした財産を確保することも到底できない。

そうした困窮者が増加すれば、最終的には、国民の税金で賄われる生活保護対象者が増えることにもなる。結果として、家庭連合への献金で失われ、取り戻すことのできない介護費用や老後資金を、国民の税金で補填することになるのであり、救済の範囲が不当に狭いことは明らかである。

また、債権者代位権構成を用いているため、信者本人の無資力が要件となるが、それでは信者本人が献金し尽くして経済的に破綻した場合しか取消しがで

きないことになり、狭すぎる。

さらに、信者本人が取消権を有することも要件となるため、家族は、信者本人が困惑させられて禁止規定に該当する寄附をしたことも立証しなければならないが、それ自体かなりハードルが高い。しかも、未成年の二世が親による寄附に対して取消を図ろうとする場合、親権者である親が信者である以上、事実上裁判ができない結果となり、救済が著しく困難である。

### 3 消費者契約法等の改正案等について

同改正案等の内容は添付資料2の通りである。

- (1) 不利益を回避するために当該消費者契約を締結することが「必要不可欠」とする要件が厳格に過ぎるなどの点は、新法概要と同様である。
- (2) 取消権の期間が延長されたことは被害救済の途を拓けることにはなるものの、脱会後、時間をかけて精神的にも回復して初めて被害救済を求めることができるという実情に鑑みると、追認をすることができる時点から5年は必要であるし、前記の通り、意思表示そのものを無効とすることを検討すべきである。

### 4 献金等の受領金銭の記録の作成・開示義務規定の創設

家庭連合は、信者に献金等の財産的給付をさせる際に、領収書に相当する書類を交付することがほとんどない。そのため、長年にわたって多額の金銭給付をさせられた信者が、後年、被害を認識した場合であっても、いつ、いくら、何の理由で金銭給付をさせられたのかが不明となり、元信者及び家族が、被害の全体像を把握することができず、その結果、被害救済が著しく困難になるケースが少なくない。新法概要及び消費者契約法等改正案は、上記の点について、被害者救済の視点が欠けている。

したがって、一回あたり、一定額（例えば10万円）以上の献金等の財産的給付を受けた宗教法人ないしこれに類する団体は、信者ごとに、給付を受けた年月日、金額、給付を受けた理由を明記した帳簿を作成し、信者等から請求を受けた場合には、帳簿の開示することを義務とし、これを履行しない場合の罰則規定を設けるべきである。

### 5 結語

以上から、当連絡会は、上記不足点を解消できる法案の作成と今臨時国会での成立を強く求めるものである。

以上

## 被害救済・再発防止のための寄付適正化の仕組み(概要)

### 対象

- 個人から法人(※1)に対する寄付(※2)を対象にする。
  - ※1 代表者や管理人の定めがある法人でない社団又は財団を含む
  - ※2 契約だけでなく、単独行為として行う債務の免除や遺贈を含む

### 寄付に関する規制

- 寄付の勧誘に関する一定の行為の禁止
  - 法人が寄付の勧誘をする際に、一定の行為(※3)をして個人を困惑させてはならないこととする。
    - ※3 消費者契約法第4条第3項に規定する次の行為
      - 不退去(退去を求めたのに退去しない)
      - 退去妨害(退去したいのに退去させない)
      - 勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行
      - 威迫する言動を交え相談の連絡を妨害
      - 好意に乗じ関係の破綻を告知
      - 靈感等による知見を用いた告知(※4)
    - ※4 靈感等による知見として、本人や親族の重要事項について、現在又は将来の重大な不利益を回避できないとの不安をあり、又は不安を抱いていることに乗じて、当該不利益を回避するためには寄付をすることが必要不可欠であることを告げること
- 借入れ等による資金調達の要求の禁止
  - 法人が寄付の勧誘をする際に、個人に対し、借入れや、個人等が居住する建物等の処分により寄付資金の調達を要求してはならないこととする。
- 寄付の取消し
  - 個人は、法人が【1】の禁止行為をしたことにより困惑して寄付の意思表示をしたときは、その意思表示を取り消すことができる。
  - 取消権の行使期間は追認できるときから1年、意思表示をしたときから5年(※5)。
    - ※5 靈感等による知見を用いた告知の場合は、それぞれ3年、10年
- 子や配偶者に生じた被害の救済を可能とするための特例
  - 寄付をした個人の家族は、民法の債権者代位権の特例(※6)として、扶養義務等に係る定期金債権(※7)のうち期限が到来していない部分を保全するために、【3】の取消権を行使できることとする(※8)。
    - ※6 民法の債権者代位権は、期限が到来している債権を保存する場合でなければ行使することができない。
    - ※7 夫婦間の協力義務、婚姻費用、養育費、子の扶養を受ける権利に係る定期金債権(一定額の金銭などを定期的に給付させることを目的とする債権)

※8 取消権行使により寄附の返還を実現した場合、定期金債権のうち期限が到来していない部分に相当する金額は供託させる。

5 不当な勧誘により寄附をした者に対する支援

- ・ 国は、日本司法支援センター（法テラス）と関係機関が連携した相談体制を整備するなど、不当な勧誘により寄附した者の支援に努める。

6 勧告等の措置

- ・ 内閣総理大臣（※9）は、特別に必要があるときは、法人に対し、寄附の募集に関する業務の状況に関し、報告を求めることができることとする。
- ・ 内閣総理大臣は、【1】や【2】の禁止行為を行い、引き続き行うおそれが著しい法人に対して、禁止行為の停止を勧告し、勧告に応じなかった場合には措置を命令することとする。

※9 【6】の内閣総理大臣の権限は、消費者庁長官に委任する。

7 罰則

- ・ 【6】の措置命令違反などに刑事罰を適用する。

8 その他

- ・ 法人が寄附の勧誘をする際には、寄附された財産の用途について誤認されないようにする等の配慮をしなければならないこととする。
- ・ この仕組みの運用にあたっては、法人の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意する。

## 過去の扶養料に関する御質問について

令和4年11月  
法務省民事局

- 親族間の扶養義務の具体的な内容は、当事者間の協議が調う日以前の過去の期間に対応する扶養料請求権の有無やどの時点まで遡るかも含め、基本的には、当事者間の協議により定まる。
- 親族間の扶養義務の内容について、当事者間の協議が調わないときは、家庭裁判所が審判によりこれを定める。家庭裁判所は、審判日以前の過去分の扶養料を定めることもできるが、具体的にどの時点まで過去に遡ることができるかについては、個別の事案における具体的な事情に基づいて家庭裁判所によって判断されるものであるから、一概にお答えすることは困難である。
- 債権者が債務者に対して過去の扶養料を請求することができる場合において、当該扶養料請求権の保全の必要性等の債権者代位権の他の要件が満たされるときは、債権者は債務者に属する取消権や取消しによって生じた返還請求権を代位行使することができると考えられる。